

2018年度中の認定申請等にかかる期限日について（お知らせ）

例年、年度末に新規/変更認定申請や変更届出の提出が集中することから、年度内の案件としてこれらの申請等の処理を希望する場合の、申請・届出期限日を設定しています。今年度も同様の状況となることが想定され、加えて、2018年12月1日から50kW未満太陽光の申請において電力会社との「接続の同意を証する書類（接続同意書類）」を申請日と同日に提出するよう運用の変更を行うことから、下記①～③のとおり期限日を設定し、例年よりも早期にこれをお知らせいたします。

①太陽光（50kW未満）の場合

新規/変更認定申請・事前/事後変更届出期限日：2019年1月11日（金）

注1）2018年12月1日以降、電力会社との接続同意書類は申請時に提出することが必須となります。また、2018年12月1日より前に申請した案件についても、電力会社との接続同意書類を期限日までに提出することが必要です。

注2）電子申請が原則ですが、万が一紙申請となる場合は、手続に時間を要しますので、上記期限日に関わらず、お早めに申請ください。なお、紙申請の持参は受け付けておりません。

②バイオマス（他省庁協議必要）の場合

・新規/変更認定申請期限日：2018年12月21日（金）

・電力会社との接続同意書類及び環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類の提出期限日（当初の申請時に添付しなかった場合）：2019年2月8日（金）

③太陽光（50kW以上）、風力、水力、地熱、バイオマス（他省庁協議不要）の場合

・新規/変更認定申請・事前/事後変更届出期限日：2019年1月11日（金）

・電力会社との接続同意書類及び環境影響評価に関する方法書の手続を開始したことを証する書類の提出期限日（当初の申請時に添付しなかった場合）：2019年2月8日（金）

<申請・届出期限日に関する注意点>

- 上記期限日までに申請書類等が適切な担当部署に到達しなければ、今年度中の案件として処理することはできません。期限日超過・不達の理由による例外は一切ありませんのでご注意ください。また、「到達」とは、紙での申請等の場合は消印ではなく、持参（地方経済産業局のみ対応）又は郵送により各担当部署に下表の「開庁時間」中に到達していること、電子での申請等の場合は登録者による登録ではなく、期限日の23時59分までに設置者の承諾済みとなっていることを指します。

提出先をお間違えの場合は、今年度中の案件として処理することはできませんのでご注意ください。なお、提出先に関する情報は以下の通りです。

50kW未満太陽光発電設備に関する申請

以下のURLより電子で申請を行ってください。

<https://www.fit-portal.go.jp/>

50kW未満太陽光発電設備以外の設備に関する申請

以下の表をご参照の上、「発電設備の所在地」を管轄する各地方経済産業局の認定担当部署に提出してください。

地方経済局名	部名	課名	郵便番号	住所	電話番号	管轄区域	開庁時間
北海道経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 (内線2638)	北海道	8:30~12:00、 13:00~17:15
東北経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-4932	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	8:30~12:00、 13:00~17:15
関東経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー対策課	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0361	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、新潟県、静岡県	9:30~12:00、 13:00~17:00
中部経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県	9:30~12:00、 13:00~17:00
近畿経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6043	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	9:30~12:00、 13:00~17:00
中国経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー対策室	730-8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5818	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	8:30~12:00、 13:00~17:15
四国経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	760-8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	8:30~12:00、 13:00~17:15
九州経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5475	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	9:30~12:00、 13:00~17:00
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部	エネルギー対策課	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館	098-866-1759	沖縄県	8:30~12:00、 13:00~17:15

- 電力会社との接続同意書類の提出については、当初の申請と同時に提出いただきますようお願いいたします。また、添付された接続同意書類が申請内容と相違している場合や全く無関係な書類（白紙など）の場合は、期限日までに申請された案件とみなすことができない可能性がありますのでご注意ください。②、③の場合に限り、どうしても申請時に当該書類が整わない場合は、2019年2月8日（金）までに提出してください。この日までに当該接続同意書類が提出されない場合は、今年度中の案件として処理することはできませんのでご注意ください。接続同意書類については、以下のURLをご参照ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html

- 申請等の内容に不備があった場合は、期限を定めて補正指示を行います。が、当該期限を過ぎても補正に必要な書類が提出されない場合は、原則として申請等を取り下げてくださいなどの対応を行うこととなりますのでご注意ください。
- 上記提出期限日の直前の申請等は、補正期間が短期間になる可能性があります。可能な限りお早めにご提出いただきますようお願いいたします。

- 申請後、認定までの間に事業者都合による「発電事業者」、「設備の所在地」、「発電設備に係る事項」の途中変更があった場合は、当該申請は取り下げいただき、再度申請していただくこととなります。
- 郵送の到達確認はしておりませんので、到達を確認されたい場合は、郵送される際に書留などの配達記録が残る形で提出していただきますよう、お願いいたします。
- 電力会社における接続契約締結に要する期間については、再生可能エネルギー発電設備の発電出力や連系希望地点付近の系統状況などにより、大きく異なります。低圧（50kW 未満）の場合には、高圧及び特別高圧に比べ短期間で接続契約締結が可能な傾向にありますが、連系希望地点付近の系統状況によっては、検討に時間を要する場合がありますため、早期の手続きをお勧めします。また、高圧及び特別高圧については、接続検討および契約申込みに対する回答に要する期間（標準処理期間 8～9 か月）が必要なため、契約締結までの期間が長期間に及ぶ場合があります。以上のとおり、接続契約締結までの程度の時間を要するかについては、場所や条件により大きく期間が異なります。詳しくは各電力会社のホームページ等でご確認ください。
- 変更認定が必要な案件に関し、電力会社との特定契約を締結するには、原則として特定契約（買取契約）を締結する前に、変更認定が完了していることが必要です。太陽光 10kW 未満の未運開案件で運転開始期限が設定されている場合は、今年度中に変更認定が完了したとしても、特定契約の締結および電力会社における系統連系にかかる工事に期間を要することから、運転開始期限までに運転開始に至らない可能性がありますので、期日にかかわらず早期の変更認定申請をお願いします。
- 法律や条例に基づく環境影響評価の対象となる設備についての再生可能エネルギー発電事業計画認定については、申請時の添付書類として環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類の提出を求めているところですが、申請時点で方法書に関する手続を開始したことを証する書類の添付ができない場合でも申請を受け付けることとし、経済産業局での審査と並行しながら、方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出を可能とします。認定申請に当たっては、申請書に添付する「関係法令手続状況報告書」のうち環境アセスメントの「該当の有無」欄を「確認中」にチェックし、「確認・相談先（部署名）」欄に「現在、方法書に関する手続開始の準備をしている状況であり、2019 年〇月までに方法書に関する手続を開始したことを証する書類を提出できる見込みです。」と記入してください。本取扱いを希望する場合は、認定申請を行う前に申請先の経済産業局の認定担当部署へ必ずご確認ください。方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出については、2019 年 2 月 8 日（金）までに各経済産業局に到達するよう提出してください。上記期限までに方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出がされない場合は、今年度中の案件として処理することはできませんのでご注意ください。

- 申請等について、不備が大変多くなっております。記載要領等をあらかじめご確認の上、添付書類の不足等がないようご提出いただきますようお願いいたします。

【様式第1の記載要領】

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/youshiki_mihon_01.pdf

【様式第3の記載要領】

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henko_shinsei.pdf

【再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について】

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf

【変更内容ごとの変更手続の整理表】

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_sairihyou.pdf

【50kW未満太陽光のよくある間違い】

<http://jp-ac-info.jp/mistake/>

◆本件に関するお問合せ窓口

<全発電区分について>

0570-057-333（受付時間：平日 9:00 から 18:00）[PHS/IP 電話からは、042-524-4261]

<50kW未満太陽光について>

0570-03-8210（受付時間：平日の 9:20 から 17:20）

電話が繋がらない場合は、時間をおいてからおかけ直してください。

また、申請手続に関する情報については、下記ホームページをあらかじめよくご確認いただきますようお願いいたします。

なっとく！再生可能エネルギー <https://www.fit-portal.go.jp/>

以上